

令和7年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生活動を促して労働者の健康を確保することを目的に展開され、令和7年度の全国労働衛生週間は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

のスローガンの下、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施されます。

群馬労働局では、令和7年度の重点施策の1つに「安全で健康に働くことができる環境づくり」を掲げており、国・事業者・労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を新たに定めた『第14次労働災害防止計画』において、「労働者の健康確保対策の推進」を8つの重点対策の1つとして施策を推進しているところです。

群馬労働局管内の労働者の健康をめぐる状況は、労働者の高年齢化に伴い定期健康診断の有所見率は長期的に上昇傾向で推移しており、平成18年に50%を、近年では全国を上回り60%を超える状況になっています。

一方、化学物質管理では、法令順守型から自律的な管理へシフトし、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度が令和6年度に全面的に施行されております。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられることや、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則が設けられること、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されております。

各事業場におかれましては、本週間を契機に、労働者の健康確保と心身の維持向上など、労働衛生管理活動の再点検を実施され、労使協調の下での計画的な取り組みの推進と実践により、「健康職場」の気運を醸成いただきますようお願いいたします。

群馬労働局長 **上野 康博**